

2022 年 10 月 28 日

お客さま各位

株式会社荘内銀行

〈荘内銀行〉デビットカード取引規定の改定について

株式会社荘内銀行は、デビットカード取引規定を改定しますのでお知らせいたします。
改定後の規定は改定前にお取引いただいているお客さまにも適用となります。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022 年 12 月 1 日(木)

2. 改定内容

改定前	改定後
2. 利用方法等 (3) ③購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または<u>役務</u>に該当する場合 (4) ①1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合 (5) 当行がデビットカード取引を行うことができない<u>日または時間帯として定めた日</u>または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。 3. デビットカード取引契約等 (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）	2. 利用方法等 (3) ③購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または<u>役務等</u>に該当する場合 (4) ①1日あたりのカードの利用金額(<u>カード規定による預金の払戻金額を含みます。</u>)が、当行が定めた範囲を超える場合 (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定め<u>ている</u>日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。 3. デビットカード取引契約等 (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）

改定前	改定後
<u>が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</u>	<u>が成立するものとします。</u>
(2) (新規追加)	<u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u> <u>①当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債権の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u> <u>②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u>
(3) (新規追加)	<u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u>
5. 読替規定 カードをデビットカード取引に利用する場合における＜<u>荘銀キャッシュカード規定</u>＞の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「<u>預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合</u>」とあるのは、「<u>預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合</u>」と、同規定第8条中「<u>窓口でカードにより取扱った場合</u>」とあるのは「<u>デビットカード取引をした場合</u>」と、<u>同規定第10条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」</u>	5. 読替規定 カードをデビットカード取引に利用する場合における＜<u>荘銀キャッシュカード規定</u>＞の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「<u>預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合</u>」とあるのは、「<u>預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合</u>」と、同規定第8条中「<u>窓口でカードにより取扱った場合</u>」とあるのは「<u>デビットカード取引をした場合</u>」と<u>読み替えるものとします。＜荘銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)＞第9条第1項中または＜荘銀キャ</u>

改定前	改定後
と、同規定第11条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。 <u>6.（新規追加）</u>	<u>キャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）＞第10条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、＜荘銀キャッシュカード規定（個人のお客さま用）＞第14条中または＜荘銀キャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）＞第11条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。</u> <u>6. 規定の変更</u> <u>当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</u>

≪お客さまのお問い合わせ先≫
 荘内銀行 コンタクトセンター
 フリーダイヤル 0120-1032-39
 （平日 9：00～19：00）